

令和7年度（上半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ヶ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第11条の規定に基づき、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則及び龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

(2) 監査対象課及び対象システム

ア 監査対象課

まちの魅力創造課、税務課、納税課、こども家庭センター、スポーツ推進課、商工観光課、保育課

イ 対象システム

住民情報基幹系システム、イントラネット系システム、各課等が管理及び所有しているシステム

(3) 監査実施日

令和7年9月2日（火）

(4) 監査実施体制

監査実施責任者：デジタル都市推進課長（監査規程第3条第2項）

監査担当部門：デジタル都市推進課（監査規程第3条第1項）

(5) 監査の基準となる根拠

- ・ 龍ヶ崎市情報セキュリティ規則・龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・ 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程・龍ヶ崎市電子文書取扱規程
- ・ 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

- ・地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン（総務省）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）

2 監査結果

（総評）

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則及び龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程からなる龍ヶ崎市情報セキュリティポリシーを基に、デジタル都市推進課が事務局となって定期的な研修を行い、また、e-Learning の受講によりセキュリティ対策に関しての意識高揚を図っている。

今回の内部監査においては、対象課において提出のあった各種チェックシート等の確認に加えて、対象課職員に対するヒアリングも行うこととし、情報セキュリティ対策が適切に行われているか確認を行った。また、特定個人情報を取り扱っている課においては、「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」により、特定個人情報の取扱い状況等も確認したところであり、より適正な取扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報の適正な取扱いについて引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたい。

監査の結果としては、デスクトップへの ID・パスワードファイルの貼付け、USB メモリへのパスワードの貼付けが見受けられる課があり、それらについては情報セキュリティ事故につながる可能性が高く、直ちに是正を指示した。また、今年度保育課において情報セキュリティインシデントが発生したことに伴い、情報セキュリティ内部監査中期計画以外での特別監査として行ったが、昨年度の指摘事項について再度の指摘事項となったことなど、課としての意識が低いと言わざるを得ない。更なる情報セキュリティインシデントを発生させないためにも、早急な改善を要する。

そのほか、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されなかったが、指摘事項には至らないまでも、改善が望ましい事項が確認され、その事項において指導を行い、それらも直ちに是正を行わせた。それらの事項については、龍ヶ崎市情報セキュリティポリシー等に則り、課内全職員で取り組む必要がある。

3 課別監査結果

別紙「令和7年度（上半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり